

議案第3号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和38年新座市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記様式（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p style="text-align: center;">宣 誓 書</p><p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p><p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p><p style="text-align: right;">年 月 日</p><p style="text-align: right;">氏 名</p></div>	別記様式（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p style="text-align: center;">宣 誓 書</p><p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p><p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p><p style="text-align: right;">年 月 日</p><p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p></div>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

宣誓書の押印を廃止したいので、この案を提出するものである。